…ほ　日給四十日分　即ち四拾圓
日給五十五日分　即ち五拾五圓
合と比較しますと(ロ)の場合の方が多いのですから第三號表
額を此の人の退職手當として上げるのです
儀勤續滿三年入社以來の賃金總取高貳千圓の人が死亡した
って計算すれば貳千圓に第二號表の給與率即ち千分の九十

$\frac{95}{1000} = 190$圓

百九拾圓となります
算すれば
子であれば日給九十日分即ち百八圓となり又此人が世帶持
給百五日分即ち百貳拾六圓となります
しますと普通の方法に依つて計算した(イ)の方が多いのです
多い方の百九拾圓を上げるのです

…會社職工退職手當規則

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本則ニ依リ本人又ハ其遺
ニ因リ解傭シタルトキ、
因ラスシテ業務上負傷シ勞務ニ堪エサルモノト認メ退職ヲ
續シ老衰又ハ癈疾ノ爲業務ニ堪エサルモノト認メ退職ヲ許
續シ自己ノ都合ニ因リ退職ヲ願出已ムコトヲ得サルモノト
…、
規定ニ依ル退職手當給與額ハ左ノ各號ノ金額トス但別表
トヲ得ス
前ニ當會社ニ定傭職工トシテ傭入タル者ニ在リテハ其傭
二十日迄ノ賃金總取高ニ對シ傭入暦年度ニ應シ別表第一
大正七年十二月二十一日以後ノ賃金總取高ヲ加算シ其和
シ別表第二號ニ定ムル退職手當給與率ヲ乘シタル金額
以後ニ當會社ニ定傭職工トシテ傭入タル者ニ在テハ其傭
時迄ノ賃金總取高ニ對シ勤續年月數ニ應シ別表第二號ニ
タル金額
ル退職手當給與額ハ前條ニ定ムル退職手當給與額ニ左ノ
額トス
未滿ノトキ　百分ノ二十五、
未滿ノトキ　百分ノ三十五、
未滿ノトキ　百分ノ五十、
未滿ノトキ　百分ノ七十、
未滿ノトキ　百分ノ八十、
年未滿ノトキ　百分ノ九十、
トキ　全　額、
者ニ對シテハ本則ヲ適用セス
タル者、
カ爲詐術ヲ用ヒ又ハ虛僞ノ申出ヲ爲シタル者、
都合ノ行爲ニ因リ解傭セラレタル者、
風說ヲ流布シ其他不都合ノ行爲ニ因リ當會社ニ損害ヲ加
タル者、
勤心得又ハ禁制ニ違背シ解傭セラレタル者、
增加シタルニ因リ解傭セラレ又ハ死亡シタル者、
ヲ受ケタルコトアル者ニ對シテハ其輕重ニ從ヒ退職手
ルコトアルヘシ
職工トナリタル日ヨリ之ヲ起算ス
滿三箇月以上ニ涉ル欠勤ノ期間ハ勤續期間中ヨリ之ヲ
ニ因ラスシテ業務上負傷シタルニ因リ欠勤シタル期間ハ
勵金早出料居殘料增歩及戰時補給ノ七種ノ取高ノ合計額
退職手當ハ死亡ノ當時本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタ
ルモトス
ルコトアルヘキ壹圓未滿ノ端數ハ之ヲ圓位ニ切上クルモ
テハ本則ノ給與額ニツキ特別ノ詮議ヲ爲シ增額又ハ更
ニ對シテハ異議ヲ挾ムコトヲ得ス

別表第一號

第二條第一號ノ規定ニ依ル係數

傭入暦年度	係數
明治四十年	一、五五
明治四十一年	一、五三
明治四十二年	一、五一
明治四十三年	一、四八
明治四十四年	一、四六
大正元年	一、四四
大正二年	一、四一
大正三年	一、三八
大正四年	一、三四
大正五年	一、二七
大正六年	一、一七
大正七年	一、〇三

備考
一、本係數ハ大正七年十二月二十日迄ノ賃金總取高ニ對シ傭入暦年度ニ應シ之ヲ乘スルモノトス
二、大正七年十二月二十一日以後ノ賃金總取高ニ對シテハ本係數ヲ乘セス

別表第二號

第二條第一號及第二號ノ規定ニ依ル退職手當給與率

勤續年月數	退職手當給與率
六箇月未滿	千分ノ七十五
六箇月以上一年未滿	千分ノ八十
一年以上二年未滿	千分ノ八十五
二年以上三年未滿	千分ノ九十
三年以上四年未滿	千分ノ九十五
四年以上五年未滿	千分ノ百
五年以上六年未滿	千分ノ百五
六年以上七年未滿	千分ノ百十
七年以上八年未滿	千分ノ百十五
八年以上九年未滿	千分ノ百二十
九年以上十年未滿	千分ノ百二十五
十年以上十一年未滿	千分ノ百三十
十一年以上十二年未滿	千分ノ百三十五
十二年以上十三年未滿	千分ノ百四十
十三年以上十四年未滿	千分ノ百四十五
十四年以上十五年未滿	千分ノ百五十
十五年以上十七年未滿	千分ノ百五十五
十七年以上十九年未滿	千分ノ百六十
十九年以上廿一年未滿	千分ノ百六十五
二十一年以上廿三年未滿	千分ノ百七十
二十三年以上廿五年未滿	千分ノ百七十五
二十五年以上	千分ノ百八十

別表第三號

第二條但書ノ規程ニ依ル最低額

第一、獨身者、女子、其他本表第二ニ該當セサル者ニ在リテハ第二條但書ノ規定ニ依ル最低額ハ左ノ區別ニ依ル
イ、勤續期間滿六ケ月未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　三十日分
ロ、勤續期間滿六箇月以上一年未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　四十日分
ハ、勤續期間滿一年以上一年六箇月未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　五十日分
ニ、勤續期間滿一年六箇月以上二年未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　六十日分
ホ、勤續期間滿二年以上二年六箇月未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　七十日分
ヘ、勤續期間滿二年六箇月以上三年未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　八十日分
ト、勤續期間滿三年以上ノトキ　退職當時ノ日給額　九十日分

第二、工場長ノ指定スル通勤區域內ニ妻帶居住シ世帶ヲ構フル者又ハ工場長ニ於テ之ニ準スルモノト認ムル者ニ在リテハ第二條但書ノ規定ニ依ル最低額ハ左ノ區別ニ依ル
イ、勤續期間滿六箇月未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　四十五日分
ロ、勤續期間滿六箇月以上一年未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　五十五日分
ハ、勤續期間滿一年以上一年六箇月未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　六十五日分
ニ、勤續期間滿一年六箇月以上二年未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　七十五日分
ホ、勤續期間滿二年以上二年六箇月未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　八十五日分
ヘ、勤續期間滿二年六箇月以上三年未滿ノトキ　退職當時ノ日給額　九十五日分
ト、勤續期間滿三年以上ノトキ　退職當時ノ日給額　百五日分

旭硝子株式會社牧山工場職工退職手當規則施行細則

第壹條　職工退職手當規則第壹條ニ依リ給與ヲ受クヘキ者カ遺族ナルトキハ戶籍謄本又ハ抄本其他ノ書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ
第貳條　職工退職手當規則第壹條、第貳ニ依リ退職手當ノ給與ヲ受ケントスル遺族ハ死亡屆ニ醫師ノ死亡診斷書ヲ添附シテ願出ツヘシ
第參條　職工退職手當規則第壹條、第參、第四ニ依リ退職手當ノ給與ヲ受ケントスル者ハ當工場病院醫師ノ診斷書ヲ添附シテ願出ツヘシ
第四條　職工退職手當規則第壹條、第五ニ依リ退職手當ノ給與ヲ受ケントスル者ハ其理由ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添附シテ願出ツヘシ
第五條　職工退職手當ノ支給ヲナス場合ニ於テ必要アルトキハ印鑑證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

右諸規則ハ大正十年十二月一日ヨリ之ヲ施行